

第八次前橋市総合計画策定支援業務
公募型プロポーザル審査基準表

A 会社概要 (計 10 点)

- (1) 経営規模 (資本金、従業員数)
- (2) 履行保証 (自己資本比率等)

B 業務実績 (計 10 点)

- (1) 他市等での業務実績は十分か
- (2) 実施体制 (プロジェクト管理体制、責任者、専門スタッフの資格等) は適切か

C 価格 (計 15 点)

- (1) 見積金額は適切か
- (2) 見積りは内訳が明らか且つ妥当性があるか

D 現状分析・課題整理 (計 20 点)

- (1) 本市の地域特性 (人口、産業・経済、財政、都市基盤) を適切に把握しているか。
- (2) 客観的なデータ等を元に本市の分析、課題の抽出や整理が可能な提案になっているか

E 市民参加・合意経営支援 (計 15 点)

- (1) 市民意見 (インタビュー、アンケート) の反映、分析方法など効果的なものが提案されているか
- (2) 市民ワークショップの実施内容などは、協働のプロセスを踏むものとなっているか

F 計画体系、方向性、構築支援 (計 30 点)

- (1) ロジックモデルを導入するなどEBPMの実現に向けた効果的な提案がされているか
- (2) 基本構想・将来都市像・施策体系の整理の方法などはわかりやすく論理的なものになっているか
- (3) 提案内容に創意工夫 (デジタル活用やGX) 市民にわかりやすい内容やデザインなど) や付加価値が見られるか

G プレゼン評価 (※二次審査のみ) (計 20 点)

- (1) プrezen (企画) 内容の実現性があるか
- (2) 質疑応答の対応に適格性があり、説得力のある回答になっているか
- (3) プrezen 担当者の言動等から、今後の業務遂行における信頼性は充分感じられるか

※最低基準点

一次審査は 70 点以上 (計 100 点)
二次審査は 80 点以上 (計 120 点)